⑽資料5⑾ 札幌北高等学校同窓会会則

平成16年8月7日改訂

第1条　本会は札幌北高等学校同窓会と称し、本部を札幌市北区北18条西5丁目20番36号財団法人庁立・北高会ノースエイム内に置く。

第2条　本会は、次のことを目的とする。

1 総会および各種活動を通して、会員相互の交流と親睦を図る。
2 母校および会員の隆盛発展のための支援をする。
3 学術の進歩に寄与する。
4 財団法人庁立・北高会を支援する。

⑽略⑾

第11条　本会の会議は次のとおりとする。

1 役員会
2 常任幹事会
3 幹事会
4 総会

⑽略⑾

第15条　総会は会長が招集する。

1 定時総会は年 1回、特別の事由がない限り、本会の決算終了後、半年以内に開催するものとし、次の事項を報告する。

⑴ 会務報告
⑵ 決算報告
⑶ 事業計画及び予算の報告

⑽略⑾

3 総会の議長は、出席会員の中から選出する。
4 総会の議事録を作成し、議長及び出席代表 2名が署名のうえ議事録を保管する。

第6章　会　計

第16条　本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第17条　正会員は入会金および終身会費として別に定める金額を納入するものとする。また特別な事業を行う場合は適宜臨時会費を徴収することができる。

第18条　歳出予算外の支出を要するときは、幹事会の決議を経て支出するものとする。

第19条　本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月 31日に終わるものとする。

第20条　会計年度終了時に定期監査を受け、その結果を定時総会で公示するものとする。また、正会員から会計監査の要求があって、それが必要と認めたときは臨時監査を受けなければならない。

⑽略⑾

細則2　事務局各部の業務分掌規定

会則第25条による細則のうち、事務局各部の業務分掌を次のとおり定める。

1 総 務 部

⑴ 予算および決算案の取りまとめ、ならびに作成に関する事項
⑵ 総会およびその他集会に関する事項
⑶ 庶務、会計、人事に関する事項
⑷ 母校および他部との連絡に関する事項
⑸ 慶弔に関する事項
⑹ その他、他部に属せざる事項

⑽略⑾

細則4　総会実行委員選任規定

総会実行委員の選任は、次のとおり定める。

1 会長は総会の実行委員を任命し、委嘱する。

2 総会の実行委員は北海道札幌北高等学校の卒業生がその任に当るものとし、その選任方法は次のとおりとする。

(1)第94回総会の実行委員は北海道札幌北高等学校第19期卒業生と第33期卒業生の中から選任するものとする。

(2)翌第95回総会の実行委員は、卒業年次をそれぞれ1年ずつ繰り下げて、当該期卒業生の中から選任するものとする。第96回以降の総会実行委員の選任も同様とする。

3 選任された実行委員は総会実行委員会を組織し、実行委員の中から選出した実行委員長の指揮のもと、総会開催の準備を行うものとする。

4 同窓会事務局は総会実行委員会に協力するとともに、支援するものとする。

5 総会実行委員会の運営規定は別に定める。